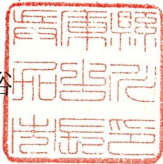




加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和7年8月19日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和7年8月4日	月	6台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月5日	火	6台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月6日	水	7台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月7日	木	7台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月8日	金	8台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月9日	土	5台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月10日	日	2台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和7年8月4日	月	加古川町篠原町	1台
令和7年8月4日	月	加古川町河原	1台
令和7年8月4日	月	尾上町養田	1台
令和7年8月4日	月	尾上町長田	1台
令和7年8月4日	月	尾上町安田	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）



加古川市告示第 2 7 4 号

加古川市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和 63 年規則第 2 号）
第 5 条の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標の失効を告示する。

令和 7 年 8 月 19 日

加古川市長 岡 田 康 裕



記

失効とした自動車臨時運行許可番号標

姫路 2 4 - 3 6